

総務

今年も意見交換会スタート
マニフェスト「チェック」

問い合わせ 総務課秘書係

マニフェストの進ちよく状況を町民の皆さんの目線からチェック（評価・検証）して、より充実した町政運営へとつなげるための意見交換会がスタートしました。10月から来年2月まで、毎月1回（全4回）のペースで開催します。

評価の進め方は、町執行部からマニフェスト（58項目）のいずれか一つを毎月選定し、①進ちよく状況を担当課の職員が説明②説明した内容の質疑応答③グループごとに、ワー

クシヨップ形式で意見交換④グループごとに採点⑤の順番で行います。さて、11月のテーマは、マニフェストの柱3に掲げる「こども達が健康やかに育つ環境の実現」をチェックします。

行政主導から町民参加の「まちづくり」を目指すスタイルの意見交換会です。皆さまからの意見や提言によって、マニフェストの取り組みがより良い方向になるように皆さまのご参加をお待ちしています。



Photo / 10月4日の高木保育園運動会

11月の意見交換会（評価・検証）

「こども達が健康やかに育つ
環境の実現」

▶日時 11月13日（金）
午後7時30分～午後9時
▶場所 カルチャーセンター大会議室

総務

自校方式？給食センター？
学校給食の問題を考えよう

問い合わせ 総務課秘書係

学校給食問題検討実行委員会（下野正委員長）では、「①地産地消・流通」「②学校給食・食育」「③財政」の3グループに分かれて、学校給食問題の課題を検討しながら、これからの御船町の学校給食の在り方をまとめた報告書（素案）を山本町長へ今年11月末までに提出します。

委員会は、9月から週1回程度で野菜生産者や納入業者、学校PTA、学校（栄養士、調理員）、町議会などの関係者との意見交換を行い、幅

広く町民意見を聞くスタイルで活動しています。現在、3グループの課題に対しての意見交換が終了し、まとめの作業に移っています。今回、3グループで行った意見交換をまとめた内容を町民の皆さまに報告するため、「給食フォーラム」を開催します。

多くの皆さまの活発なご意見が、山本町長に提出する報告書（素案）へと反映されます。皆さまのご参加をお待ちしています。



Photo / 6月19日に七穂中央小学校で開かれた給食交流会

給食フォーラム開催

▶日時 10月31日（土）
午後2時～午後4時30分
▶場所 役場3階大会議室
▶内容
・第1部 実行委員会からの報告
・第2部 3グループの分科会

年金

基礎年金の国負担が
改正されました

問い合わせ 町民保険課町民案内係

基礎年金の給付は、3分の1が国（国庫負担）からまかなわれていましたが、平成21年度から国が2分の1を負担しています。よって、平成21年4月以降の免除期間の老齢基礎年金と寡婦年金の計算が変わります。

年金の納め忘れに注意

国民年金保険料の一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された方には、後日、残りの保険料額の納付書が送られてきますので、忘れずに必ず納付してください。この一部保険料を納めない場合は未納期間となり、老後に受け取る年金（老齢基礎年金）や、障害（障害基礎年金）、死亡（遺族基礎年金）に対する年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

追納制度で年金加算

国民年金には、免除を受けた10年以内の期間の保険料を納めることができる追納制度があります。追納されることで、老齢基礎年金の年金額に算入されます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年目以降は、当時の保険料に加算が付きま

保険

出産育児一時金の支給額と
支払方法が変わりました

問い合わせ 町民保険課保険係

国民健康保険加入者で10月1日以降に出産された方から、出産育児一時金の支給額と支払方法が変わりました。

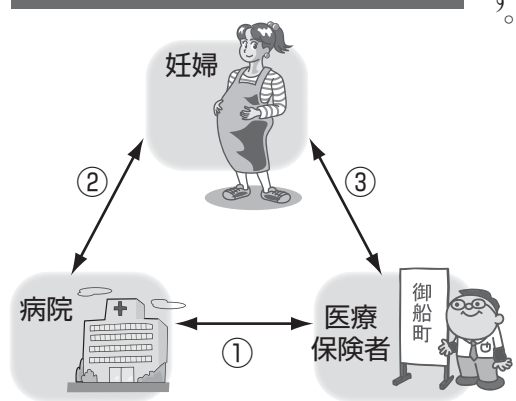
一時金の支給額が増額

原則42万円（4万円引上げ）となります。ただし、産科医療補償制度に加入する病院で出産された場合に限り、これ以外の場合は39万円となります。なお、一時金の支給増額は平成23年3月31日までの適用となります。

直接支払制度がスタート

かかった出産費用に「出産育児一時金」を充てることができるよう、医療保険者から出産育児一時金が病院に直接支払われる仕組みに変わっています（図参考）。今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

(解説) 直接支払制度



- ①出産にかかった費用で42万円までを限度として医療保険者から病院へ直接支払います。
②出産費用が42万円を超える場合には、その差額は退院時に病院へお支払いください。
③出産費用が42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者へ請求することができます。
※出産育児一時金が医療保険者から病院に直接支払われることを望まない場合には、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です。
また、国民健康保険以外に加入されている方は医療保険者へ直接お尋ねください。